

RM インフォメーション VOL.9 INFORMATION 2003. 9

●発行 株式会社日本アルマック 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5桜井ビル4F TEL : 03-3288-2755 FAX : 03-3288-2757

9 月号 CONTENTS

- 手を触れずに盗む？ハイテク犯罪の現状
- リスクファイナンスとしての保険活用 第9回「地震リスク①」
- 経営者のためのリスクマネジメント講座 第9回「リスクを分類し特徴を知る」
- 時流を読む 「賠償金分割支払のリスクとは」

カード偽造犯罪の最前線・無線スキマー

手を触れずに盗む？ハイテク犯罪の現状

防止不能？スキマー犯罪とは

東京都内にある5つのホテルのレストランから、クレジットカードのデータを盗む読み取り機(スキマー)が発見されました。スキマーとは、スキム(skim)「すくい取る」が語源で、カード情報を盗み取ることをスキミングといいます。これまでのスキマー犯罪は、例えばサウナや飲食店などで上着ポケットからクレジットカードを抜き取ってスキミングした後元に戻す、またはレジに仕掛けたスキマーを一定期間後に回収する、といったアナログな手口でした。

しかし今回発覚した手口の特徴は、仕掛けられていたスキマーが「無線型」であったということです。障害物がなければ数10メートルは電波が届き、容量がいっぱいになれば遠隔操作でデータ消去できます。つまり一旦カード端末機などに忍び込ませれば、そこに触れることなく定期的に顧客データを取ることが可能。盗り放題というわけです。

こうした犯罪を防ぐため、カード端末機は一般客の手に触れにくい所に設置したり、外部から開けられないようにしたりといった仕組みがつくられています。しかしこの犯罪については、完全な防止策はないといわれてい

います。すべてのケースではありませんが、従業員など内部の者の手引きによってスキマーが設置されることがあるからです。

個人ユーザーの安全対策は

カードを使った買い物では請求書や明細書の確認は不可欠です。そのためにはカード使用後のレシートを管理し、請求書とのすり合わせが必要となります。またカード会社にはユーザー用のコールセンターなどが設置してありますので、少しでも疑わしい請求は問い合わせる、という習慣を身につけるのも良いでしょう。

カード会社の対策もハイテク化しており、現在ではユーザーのカード利用のタイミングを分析し、異常値(急に海外や離れた都市での使用が増えるなど)が出ればすぐにユーザーへ連絡するといったシステムが機能しているようです。

犯罪もいよいよユビキタス時代に突入しました。いかに防犯システムが向上しても、新型の犯罪システムとのイタチゴッコは避けられないでしょう。個人ユーザーの我々も、せめてカードを使って良い場所とそうでない場所の判断、カードから目を離すことのリスクなどを学んでいく必要があるでしょう。

リスク ファイナンス としての 保険活用

第9回 地震リスク

9月1日は防災の日。関東大震災の起きた日です。阪神大震災が起きた1月17日と並び、1年中でも特に地震について考えさせられる日ではないでしょうか。

地震による損害は火災保険では対象外となっており、地震保険で補償されます。今回は地震保険の特徴と、その必要性についてご紹介します。

複雑？割高？地震保険の仕組み

地震大国と呼ばれるわが国ですが、地震災害はその発生時期や場所がきわめて不規則であることから、大地震の場合は被害が甚大になることから、保険がなじみにくいリスクであります。そのため、火災保険では地震による損害は免責となっており、保険金は支払われません。

また意外と知られていないのが、火災であっても地震が原因で発生した火災や、発生原因を問わず地震による影響で延焼した火災なども免責となること。1995年に起きた阪神大震災では、地震発生から8時間後に靴工場から火災が発生し、20時間にわたる延焼で約100戸を焼き尽くしました。被災した住民たちは火災保険による支払いを保険会社に求めましたが、これも免責をタテに拒否されています（その後の高裁判決で、一部の住民には免責の説明不足が認められ、慰謝料が支払われています）。このように地震による損害は、原則として地震保険に加入していなければ補償されないのです。

地震保険は、保険会社と政府が補償を分担する制度によって成り立っています。そのため、他の保険商品とは異なりさまざまな制限が設けられています。たとえば地震保険に加入できるのは、住宅部分がある建物と家財のみ。また地震保険は単独では加入できず、常に火災保険とセットで契約する必要があります。火災保険の満期前であっても、いつでも地震保険を中途付加することは可能ですが、対象となる建物の所在地が災害対策基本法に基づく警戒区域に指定された後では加入できないおそれがあるため、

注意が必要です。そして保険金額も、火災保険金額の30～50%の範囲内で設定しなければならず、さらに建物5,000万円、家財1,000万円の限度額があります。

このような補償の限定性や、火災保険にくらべ保険料が割高であるためでしょうか、その加入率は全国で約16%。わずか3%だった阪神大震災時にくらべるとかなり普及してきてはいるものの、まだまだ低い水準といえます。

効用について、ぜひ今一度の検討を

補償内容が限定され、まして保険料が高いのでは・・・と加入を見送ってきた方も多いことでしょう。しかし、もし大震災に見舞われた時には、勤めていた会社も操業停止に追い込まれて職を失い、住まいも焼失してしまうという状況になるかもしれません。しかも、その地域の住民すべてが同じ状況になる可能性があるため、他人のことを心配したり、助けてくれる余裕もないでしょう。そんなとき、唯一手を差し伸べてくれるのが地震保険なのかも知れません。

地震保険に加入していれば、自宅の再建まではできなくても、仮設住宅からいち早く日常生活に戻るための助けになることは間違いありません。ぜひ今一度、その効用について検討してみてください。

今回ご紹介した地震保険は、住宅物件のみを対象とした、いわば個人向けの保険です。次回は企業物件における地震に対するファイナンス対策についてご紹介いたします。

リスクを分類し、その特徴を知る



株式会社日本アルマック
代表取締役
日本リスクコンサルタント協会
専務理事
浦嶋 繁樹

リスクコンサルタントの草分け的存在。「企業はリスクを確実に取ることによって発展できる」と提唱。リスクマネジメントをテーマに、金融機関、大手企業、各種団体を対象としたセミナー講師や大学院講師を務めるとともに、リスクコンサルティング活動を展開している。

リスクの分類

リスクマネジメントは、調査(洗い出し、発見、確認)と分析から始まります。次に、リスクごとに具体的な処理手法を検討します。そして、その時点における最適な手法を選び出し、実行していくわけです。

その際、リスクの数は大変多いため、まずリスクの特徴をわかりやすくする必要があります。そのためには、リスクを分類してみることが重要になります。分類することでリスクが整理され、調査や分析においても、対策を考え実行する場合においても、大変分かりやすくなるはずです。

ではリスクを分類してみましょう。リスクは大きく2つに分けることができます。ひとつは「**純粋リスク**」であり、もうひとつは「**ビジネス(投機的)リスク**」です。

【純粋リスク】

まず純粋リスクは、災害や事故などのように、損失だけをもたらす、利得の機会がないリスクです。統計的に把握しやすいため、保険でカバーしやすいという特徴があります。

純粋リスクはさらに4つに分類できます。

①財産損失リスク

- ・火災、爆発、地震、水害などにより財産が損失を受ける

②収入減少リスク

- ・火災などで工場が焼失し、製品の生産ができず収入が減少する
- ・毒物混入などにより商品を回収したため、収入が減少する

③賠償責任リスク

- ・製造物責任(PL)による賠償請求
- ・D&O(役員賠償)
- ・自動車事故などによる賠償請求
- ・施設の不備などに起因した賠償請求
- ・知的財産権の侵害による賠償請求

④人的損失リスク

- ・病気、事故などによる経営者、役員、従業員の損失

【ビジネス(投機的)リスク】

次にビジネス(投機的)リスクは、損失がある一方で利得の機会もあるリスクです。政治、経済などコントロールしにくい社会的要因が多いため、保険でカバーしにくいという特徴があります。たとえば、

- ①戦争、内乱、動乱、革命
- ②政権交代などによる政策の転換
- ③法律の改正や裁判官の考え方の変化
- ④社会の価値観の変化
- ⑤少子高齢化など社会構造の変化
- ⑥技術向上による変化
- ⑦景気の好、不況、インフレ、デフレ
- ⑧為替の変動

などが挙げられます。

イメージがつかめたでしょうか。これにより、以後行う調査や対策の方向性が見えてきます。問題を整理してみれば、見えなかったものが意外と見えてくるもの。リスクも同じです。リスク別の具体的な対策については、後ほど紹介したいと思います。

今回は「**リスクマネジメントの発展段階**」

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自然と時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

飲酒トラック追突、東名2 女児死亡事故 賠償金分割支払のリスクとは

1999年11月に、東名高速で飲酒運転のトラックに追突されて乗用車が炎上し、当時3歳と1歳の女児2人を亡くした両親が運転手らに損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は総額約2億4,900万円の賠償金支払いを命じました。

交通事故の賠償額としては異例の高額で、一人あたりの死亡慰謝料も3,400万円と過去最高額。運転手のモラルを管理できなかった運送会社を含めた、懲罰的意味合いが強い判決といえます。

この判決では、賠償額のうち約8,200万円を、女児2人が生きていれば18歳になる年から15年間、毎年命日に分割して支払うという、「分割賠償」を命じています。運転手や会社が将来にわたって罪を償い続けるように、という両親の希望による支払方法ですが、気になるリスクが2つあります。

1つは、この賠償金はトラックの自動車保険から支払われるでしょうが、はたして引受保険会

社が数十年にわたり保険金の支払を管理し続けられるのかという点。保険金支払時には保険会社が倒産している、という可能性だってあります。

2つ目は、インフレの管理です。過去の分割賠償の判例では、賠償金にインフレ率を反映させた例もあります。将来インフレが起こって物価が2倍になれば、賠償金額も2倍になるかもしれません。つまり加害者も保険会社も、いつまでも自分の負債を特定することができないわけです。これは支払う側からすれば非常にこわいリスクでしょう。

現在自動車保険の対人賠償保険は無制限があたりまえとされていますが、昨今の賠償額の高騰やインフレのリスクなどを考えると、いずれ限度額を設定せざるをえなくなるかもしれません。とはいえ、そもそも有限責任の保険会社が無制限の補償をすること自体おかしな話ですが。

本コーナーは、㈱日本アルマック主催「全国リスクマネジメント研究会セミナー」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、ご担当のAASメンバーまでお気軽にお問い合わせください。

編集後記

ベッカム移籍でも話題を呼んだ、サッカーのスター軍団リアル・マドリードが、オフを利用してアジア遠征キャンプを行いました。しかし各国の滞在地で法外なギャラを要求するなどトラブル続出。選手のスーパープレーよりその商業主義を見せ付けられました。

そんな中、印象に残ったのが中国の熱狂ぶり。高い金を払ったのだから少しでも元を取ろうと、ファンもメディアも選手を追いかけまわし、まったく休む暇を与えず。

とうとう選手たちにも「もう中国には行きたくない」と言わしめたそのパワー、おとなしい日本のファンとの対比が両国の経済をも象徴しているようで、少しうらやましく感じました…。



2003年9月発行 定価400円（税別）

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。